

入 札 説 明 書

(一般競争入札)

契約名称

「福岡県体育研究所研修用コンピュータ等賃貸借」

この調達への入札参加は物品関係の競争入札参加資格者に
限られます。

建設工事関係の競争入札参加資格では参加できません。

令和8年7月23日

福岡県体育研究所

入札説明書目次

- 入札説明書
- 入札についての補足説明
- 入札保証金等についての注意事項
- 入札参加者心得
- 仕様書
- 契約書（案）、誓約書
- 各種申請書等様式
 - ・ 入札参加申請書
 - ・ 仕様申立書
 - ・ 入札書
 - ・ 履行確認書
 - ・ 質問書
 - ・ 委任状
 - ・ 入札辞退届

入 札 説 明 書

入札に参加する者は下記事項を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書について疑義がある場合は、令和8年7月31日（金曜日）午後3時00分までに文書（FAX、電子メール可）にて下記5に掲げる者に説明を求めることができる。質問に対する回答は、令和8年8月4日（火曜日）までにFAXまたは電子メールにて行うこととする。入札後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日

令和8年7月23日（木曜日）

2 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

福岡県体育研究所研修用コンピュータ等賃貸借契約

(2) 賃貸借物品及び数量等

別添「福岡県体育研究所研修用コンピュータ等賃貸借仕様書」のとおり

(3) 賃貸借物品の仕様等

別添「福岡県体育研究所研修用コンピュータ等賃貸借仕様書」のとおり

(4) 賃貸借期間

令和8年10月1日から令和13年9月30日まで

(5) 契約期間

契約締結日から令和13年12月31日まで

（令和13年10月1日から令和13年12月31日までは機器等の回収及びデータ消去の作業期間）

3 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年4月福岡県告示第244号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和8年8月20日（木曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 3の入札参加資格を有する者のうち、業種名及び等級が次のいずれかに該当するもの

大分類	中分類	業種名	等級
05	01	電気器具	AA、A、B
05	02	電気通信機器	AA、A、B
13	08	リース・レンタル	AA、A、B

(2) 賃貸借する物品等が入札説明書に示した仕様を満たすことを証明する仕様申立書等を5の部局に提出し、県から書面で承認の通知を受けている者

(3) 当該賃貸借物品を迅速かつ確実に提供できると認められる者

(4) 納入する賃貸借物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）の期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県体育研究所

福岡市博多区東平尾公園2-1-4 福岡県立スポーツ科学情報センター内

電話番号 092-611-0220 FAX番号 092-611-1747

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 契約書作成の要否

要（別紙「福岡県体育研究所研修用コンピュータ等賃貸借契約書（案）」参照）

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札説明会

入札説明会は行わないものとする。

10 仕様申立書等の提出及び承認

納入しようとする物品が、2（3）に示した物品であることの証明として、仕様申立書及び仕様申立書の内容が確認できるカタログ等を5の部局に令和8年8月6日（木曜日）午後3時00分までに提出し、承認を受けなければならない。

提出した仕様申立書について説明を求められた時はこれに応じなければならず、令和8年8月18日（火曜日）までに福岡県体育研究所の承認を得られない場合には、入札に参加できないものとする。

11 入札

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和8年8月20日（木曜日）午前10時00分

(3) 注意事項

ア 入札に参加する者は、入札書（別紙様式）を持参（ただし、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までとする。）又は郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着のこと。）により提出しなければならない。電話、電報、テレックス、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

イ 入札金額は、調達物品の賃貸借料のほか、輸送費、保険料、納入場所渡し等に要する一切の諸経費を含めた額とする。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金

額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 入札書は、直接持参する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封筒表面に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「8月20日開封＜福岡県体育研究所研修用コンピュータ等賃貸借＞入札書在中」と朱書きし、郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の表面には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の表面には、「8月20日開封＜福岡県体育研究所研修用コンピュータ等賃貸借＞入札書在中」と朱書きしなければならない。

オ 入札者は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。

（4）入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を不正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止する場合がある。

12 入札保証金の納付期日

令和8年8月20日（木曜日）午前9時00分～午前9時30分

13 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

入札金額の税込金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（入札金額の税込金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合。

イ 過去2年間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との間に締結した同種・同規模の契約（入札金額に相当する金額（税込）の2割超）を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合。

（2）契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする契約保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合。

イ 過去2年間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との間に締結した同種・同規模の契約（契約金額に相当する金額（税込）の2割超）を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合。

14 開札

（1）日時

令和8年8月20日（木曜日）午前11時00分

（2）場所

福岡市博多区東平尾公園2-1-4

福岡県体育研究所講義室

（3）開札に立ち会うことを認められる者

開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

（4）落札者がいない場合

開札をした場合において、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、直ちに、再度の入札を行う。

15 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、14 の（４）により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることをできない。

- （１）入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- （２）法令又は入札に関する条件に違反している入札
- （３）同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- （４）所定の場所及び日時に到達しない入札
- （５）入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- （６）入札保証金又はこれに代わる担保の納付が上記 13（１）に規定する金額に達しない入札
- （７）金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- （８）入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- （９）入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

16 落札者の決定

- （１）予定価格の制限範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- （２）落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

17 納入検査

- （１）落札者が本調達に関連して提出した書類内容は、仕様申立書とともに全ての納入検査の対象とする。
- （２）納入検査終了後、落札者が提出した書類について虚偽の記載があることが判明した場合には、落札者に対して損害賠償等を求めることがある。

18 その他

- （１）入札に参加しようとする者は、令和８年７月２９日（水曜日）午後３時００分までに「入札参加申請書」を５の部局に提出しなければならない。
- （２）「入札参加申請書」を提出後、入札参加を辞退する場合は、「入札辞退届」を５の部局に提出すること。
- （３）落札者は契約金額の内訳書を提出すること。

入札についての補足説明

入札説明会はいきませんので、入札説明書の熟読をお願いします。

(1) 入札参加申請について

入札に参加するためには、「入札参加申請書」を福岡県体育研究所に提出しなければなりません。

提出期限は、令和8年7月29日（水曜日）午後3時00分までとします。

なお、本案件での提出書類様式の電子データの送付を希望される場合は、速やかに「入札参加申請書」の該当欄にその旨を記載してください。

(2) 仕様申立書の提出について

実際に納入しようとする物品が、こちらが提示している仕様書の要件を確かに満たしていることの証明として、この入札説明書の中にある「仕様申立書」を提出し、承認を受けることが入札参加の条件となります。

提出期限は、令和8年8月6日（木曜日）午後3時00分ですが、提出された仕様申立書等に訂正が必要になることも考えられますので、なるべく早めに提出願います。

(3) 入札の方法について

入札者又はその代理人が入札書を直接持参するか、郵送により提出すること。

(4) 入札者の記名等について

- ・ 入札書の記名は入札書の日付以前に委任状が提出されているときは、委任された人の名前になります。
- ・ 委任状が出されていないときは、本県に登録されている代表者（又は委任を受けて登録してある支店長等）の名前になります。

(5) 入札書の書き方について

- ・ 構築・搬入及び保守等諸費用を含めた賃貸借費用の契約期間（5年間）における総額を税抜き金額で記載してください。
- ・ 円マークの横の金額、記名がない場合は無効となります。金額の訂正も不可です（数字の書き間違いに注意してください。）。)

(6) 入札保証金について

- ・ 現金（小切手の場合は、銀行振り出し又は支払保証したものに限る。）により納付する場合は、令和8年8月20日（木曜日）午前9時00分から午前9時30分までに福岡県体育研究所に持参してください。
- ・ 保証保険契約による場合は、入札書の場合と同様に封書して、氏名（法人名）及び「8月20日開封＜福岡県体育研究所研修用コンピュータ等賃貸借＞に係る入札保証保険契約書在中」と朱書きして、入札書の提出期限である令和8年8月20日（木曜日）午前10時00分までに提出してください。保証金、保証保険等については別紙を参照してください。
- ・ 履行確認書により入札保証金の減免手続きをされる場合には、入札書の場合と同様に封書にして、氏名（法人名）及び、「8月20日開封＜福岡県体育研究所研修用コンピュータ等賃貸借＞に係る入札履行確認書在中」と朱書きして、入札書の提出期限である令和8年8月20日（木曜日）午前10時00分までに提出してください。履行確認書については別紙を参照してください。

(7) 入札等に関する質問及び回答について

質問は、令和8年7月31日（金曜日）午後3時00分までに、福岡県体育研究所まで別添様式により書面（FAX、電子メール可）で行ってください。質問に対する回答は、令和8年8月4日（火曜日）までに、入札参加申請をしている者全てに FAX 又は電子メールで行います。なお、入札方法等に関する一般的な質問は電話でも構いません。

(8) 開札について

- ・ 開札は本人又は代理人として委任を受けている方が立ち会えます。代理人の場合は委任状が必要です。
- ・ 当日は、名刺を持参し、提出してください。名刺を忘れた場合等本人であることの確認ができない場合は開札に立ち会えないことがあります。

(9) 委任状の提出期限

委任状は、入札書提出期限までに直接持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出してください。

(10) 再度入札について

1 回目の入札で落札者がいないときは、直ちに、その場で2 回目の入札を行います。2 回目の入札があり得ることを踏まえて準備してください。

ただし、いずれの場合も1 回目の入札で入札書を提出した方だけが2 回目の入札に参加できますのでご注意ください。

(11) 入札辞退について

「入札参加申請書」を提出後、入札参加を辞退する場合は、「入札辞退届」を5 の部局に提出してください。

本入札案件に関する提出書類等とその提出期限

提出書類	提出期限	備 考
① 入札参加申請書	7月29日（水） 午後3時	
② 質問 （質問がある場合）	7月31日（金） 午後3時	質問に対する回答は、8月4日（火）までに、入札参加申請している者全てに FAX 又は電子メールで行う。
③ 仕様申立書	8月6日（木） 午後3時	8月18日（火）までに承認を得られない場合には、入札に参加できない。
④ 入札保証金 （納める場合に限る。）	8月20日（木） 午前9時 ～午前9時30分	
⑤ ・入札書 ・入札保証保険契約書 （該当する場合に限る。） ・履行確認書 （該当する場合に限る。） ・委任状	8月20日（木） 午前10時	なお、入札保証金、入札保証保険契約書、履行確認書のうちの1つは提出を要する。

提出先は、福岡県体育研究所

開札 令和8年8月20日（木曜日）午前11時00分
福岡県体育研究所講義室

提出する諸様式について、裏面を使用しないでください。（入札書を除く。）

※入札書は両面印刷をしてください。

入札保証金等についての注意事項
(熟読をお願いします。)

入札書を提出される方は、以下に挙げるいずれかの手段で入札保証金（もしくはそれに代わるもの）を県に提出して頂く必要があります。

- ① **入札保証金を納める。**（金額は入札しようとする金額の税込み金額の5%以上）この場合、小切手等とともに「保証金等納付書」に記入押印又は署名していただきます。「保証金等納付書」が必要な方は、福岡県体育研究所にてお配りします。

入札保証金は、指定の納付日・納付時間内に納付してください。

- ② **入札保証保険に入ってその証券を提出する。**（金額は入札しようとする金額の税込み金額の5%以上）保証期間は入札書提出日から2週間程度の期間でお願いします。

- ③ **履行確認書を提出する。**（様式は入札説明書中の「履行確認書」を参照）

これは、「過去2年間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）との間に締結した同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）」を提出することです。

なお、同種・同規模とは、入札しようとする金額（税込）の、20%を超える同種の契約実績を2件分ということになります。

（例：1,000,000円で入札しようとする場合、税込み金額が1,100,000円、その20%を超えるということとで220,000円を超える契約実績、具体的には220,001円以上の契約実績が2件分必要ということです。ただし、合計ではなくてそれぞれの契約実績が220,001円以上ということになります。）

様式は入札説明書の中にあります。契約書の写しでは不可となりますのでご注意ください。（契約書では履行が完了したことを確認できないため。）

※落札後の契約保証金も入札保証金の場合と同様ですが、金額が変わります。

	入札保証金	契約保証金
① 保証金納付	5 %	1 0 %
② 保険証券	5 %	1 0 %
③ 履行確認書	2 0 %	2 0 %

また、入札保証金を納付された方が物件を落札された場合、入札保証金をそのまま契約保証金の一部に充当することも可能です。

入札参加者心得

入札に当たっては、下記事項に十分留意してください。

- 1 入札に関する事項を十分理解し、全てを了知した上で入札すること。
- 2 上記の入札に関する事項とは、入札説明書、仕様書、契約書案及び見本並びに係員が説明する入札に関する諸事項をいうものであること。
- 3 上記入札事項について、不明な点、疑問な点、その他理解できない点があった場合は、入札説明書で定める期限までに問い合わせること。
- 4 開札（入札）中は、一切の発言を認めないので静粛にすること。
- 5 入札に参加する者は、入札について談合又は何等の協議もしてはならない。
- 6 県に提出した入札書は、書替えたり、撤回することができないので、誤算や違算又は見込み違い等のないように十分注意すること。
- 7 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
また、金額はアラビア数字で記入すること。
- 8 次の入札書は無効となるものであること。なお、無効入札をした者は、2回目の入札に参加することはできない。
 - (1) 入札金額のない入札、又は入札金額を訂正した入札
 - (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
 - (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
 - (4) 所定の場所及び日時に到着しない入札
 - (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
 - (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が「入札説明書」の13(1)に規定する金額に達しない入札
 - (7) 金額の重複記載、誤字又は脱字により、必要事項を確認できない入札
 - (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
 - (9) 入札書の日付のないもの、又は日付に記載誤りがある入札
- 9 入札は、本人又は代理人によって行われることとなるが、代理人の場合は、委任状を入札前に提出し、その確認を受けた後に入札に参加すること。
- 10 入札は、第一回で落札者が決定しない場合は、直ちに、再度の入札を行う。このとき第二回目の入札に参加する意思のないときは入札書に辞退の旨を記入し係員に提出すること。
- 11 入札にあたり不正な行為が行われたと認められるに足る事実が判明した場合は、退場を命じること、又は、入札を中止することもあること。
- 12 入札は、県の予定価格の制限範囲内で最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするが、当該契約の確定は、県が提出した契約書に双方がともに押印するとともに、落札者が暴力団排除条項を記載した誓約書に記名押印又は署名したときであること。
- 13 落札者は、直ちに県の指示に従い契約確定のための事務手続きを進めることについて協力すること。
- 14 入札者は県の定める様式によるものとし、あらかじめ用意しておくこと。
- 15 入札参加者は、人権に関する法令を遵守するとともに、自社で人権侵害が発生しないよう予防措置を講じるなど、人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

福岡県体育研究所研修用コンピュータ等賃貸借仕様書

1 調達概要

福岡県体育研究所（以下「本所」という。）が示す仕様を満たした「3 調達機器」で示すもの（以下「機器等」という。）を賃借する。

なお、機器等の納品作業、設定・構築、保守・運用サポートなどの維持管理業務のほか、本契約終了時の機器等の回収、そのデータ消去についても本契約の作業に含むものとする。

2 賃貸借期間

令和8年10月1日から令和13年9月30日まで

3 調達機器

- | | | |
|---------------|------|------|
| (1) 研修用コンピュータ | タイプA | 40 台 |
| | タイプB | 5 台 |
| (2) 電源キャビネット | | 1 台 |

4 仕様

(1) 共通仕様

ア 機器等は未使用のものであること。

イ グリーン購入法適合対象機器は、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号））に適合している製品であること。

ウ 機器等が全て問題なく動作すること。

(2) 研修用コンピュータ タイプA

項目	仕様
OS	Google Chrome OS を搭載していること。
CPU	インテル プロセッサー N100 同等以上
ストレージ	32GB 以上
メモリ	4GB 以上
画面	マルチタッチ対応タッチパネル搭載 11.6 インチ以上13 インチ以下
無線LAN	Wi-Fi6E（IEEE802.11ax）に対応していること。
キーボード	日本語 JIS キーボード（キーピッチ19mmであること。）

カメラ機能	インカメラとアウトカメラを備えること。
映像端子	DisplayPort出力機能があること。
NFC	Bluetooth機能を有すること。
外部接続端子	入出力として以下の端子を最低限備えること。 ・ Type-C USB3.2×2
バッテリー	リチウムイオンバッテリー メーカー測定で 10時間以上の連続利用が可能であること。
重さ	1.5kg 以下であること。
セキュリティ	盗難防止用ロックを備えること。
その他の要件	○360 度回転できるコンバーチブル型であること。 ○2031 年9 月又はそれ以降まで google の自動更新が適用される機種であること。

(3) 研修用コンピュータ タイプB

項目	仕様
OS	iPadOS を搭載していること。
CPU	Apple A16 同等以上
ストレージ	128GB 以上
画面	11インチ以上、2360x1640ピクセル以上の解像度
無線 LAN	802.11a/b/g/n/ac/ax
NFC	Bluetooth 5.3以上
カメラ機能	フロント/リアともに 1200万画素以上
外部接続端子	入出力として以下の端子を最低限備えること。 ・ Type-C USB

(4) 電源キャビネット

項目	仕様
収納	1 台で 45 台以上収納可能であること。
	14 インチまでのタブレット型パソコンやノートパソコンの収納が可能であること。
電源	タブレットやノート PC を接続するための 45 個以上の個別コンセ

	ントを標準で搭載していること。
	純正電源アダプタが 45 個以上コンセントに接続できること。
	始動電流を抑えるための安全対策が施されていること。
	電源の定格容量超過を避ける仕組として、自動で輪番充電できる機能を有すること。3 輪番以上とする。
	夜間や休日（時間帯・曜日など 15 パターン以上の組み合わせ可能なこと）などに人の操作によることなく、自動で充電の開始・停止を行うためのタイマー機能を本体に付属していること。別付けは不可とする。
	電気用品安全法に準拠し、製品が PSE マークを有していること。
	雷サージ対策が施されていること。
	漏電・過電流対策が施されていること。
	本体外側にサービス電源コンセント 2 つ以上、USB ポートを 2 つ以上有すること。
セキュリティ	シリンダー錠での施錠に対応していること。
脚	キャスターであること。なお、キャスターは直径 100mm 以上で、すべてに完全ロック（回転・方向ロック）機能を有すること。
重量	85kg 以下であること。
その他の要件	電源ケーブルは 10m 以上であること。
	第 3 者認証機関の震度 6 強耐震性証明を取得していること。

5 構築における共通要件

- （１）機器設定書等を作成し、内容について本所と事前に協議の上決定し構築すること。
- （２）設計書及びスケジュールを作成し、本所に説明し了承を得て作業を実施すること。
- （３）設定内容および設置方法・設置場所など、導入する際に仕様書で不明瞭と思われる場合は、本所の指示に従うこと。
- （４）本所への導入作業は、業務に支障の無い時期や方法・時間帯で実施すること。
- （５）本所への導入作業については、本所と受注者が調整し実施すること。なお、本所と調整した内容については、随時本県へ報告すること。
- （６）全ての機器等の動作試験を実施し、その結果を報告すること。
- （７）設定した機器等の設定データを提出すること。
- （８）本所が別途提供する様式に導入する機器等の資産管理情報一覧表を作成すること。
- （９）段ボールなどの廃棄については、受注者が行うこと。
- （１０）設定から運搬・本所納品までにおける全ての費用については本契約内とする。

6 個別要件

(1) 研修用コンピュータに関する要件

ア 全ての設定を完了し本所へ納品すること。納品の際は、今回導入する電源キャビネット内に全て保管し、充電可能な状態（電源を接続した状態）とすること。

(2) 電源キャビネットに関する要件

ア 本所と設置場所を調整し、本所指定の場所へ納品設置を行うこと。

イ 新たに電源タップが必要な場合は本調達に含めて用意すること。

7 保守業務に関する要件

保守範囲

以下の機器は、契約期間中において本所からの故障手配により引取修理又は交換が可能なメーカー保証を行うこと。

なお、研修用コンピュータは、災害や不慮の事故によって対象機器が破損又は損傷した場合、全損の場合を除き対象期間中何度でも負担なく修理が可能なメーカー保証を有すること。

また、全損又は盗難・紛失などによる機器交換の場合は1台につき1回無償で同等製品と交換すること。

・研修用コンピュータ（タイプA及びタイプB）

8 成果物に関する要件

完成図書

設計書ならびに各種機器の設定シート及び資産情報一覧表を提出すること。

9 セキュリティの保全に関する要件

(1) 秘密の保持

ア 受注者は、本契約の履行に当たり知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

また、この契約が終了した後も同様とする。

イ 指示目的以外の利用者及び第三者への提供を禁止とする。

ウ 受注者は、本業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、あらかじめ本所が書面により承諾した内容を除いて、この契約により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

なお、この契約が終了した後も同様とする。

(2) データの複写及び複製の禁止

受注者は、本契約の履行に当たり、本所に指示されたもの以外のデータの複写及び複製をしてはならない。

(3) データの授受及び搬送

ア 本契約の履行に伴う成果物、記録媒体等の授受及び搬送は、本所の担当者と受注者の統括責任者との間で行うこととする。

イ 受注者の統括責任者は、データの授受及び搬送を行う際は、受注者の発行する身分証明書を携帯し、本所の職員から求められた時は、これを提示するものとする。

(4) データの保管と破棄

ア 受注者は、成果物、記録媒体については、必ず保管庫等に格納するとともに、施錠するなど安全な方法により保管しなければならない。

イ 受注者は、記録媒体等に記録された本業務に関する情報について、契約終了後速やかに判読不能にし、全てを破棄しなければならない。ただし、本所から特別の指示があったときは、本所の指示に従うこと。

ウ 本所は、受注者に対し成果物、記録媒体等の保管状況について、立ち入り調査及び報告を求めることができる。

10 調達機器の回収、データ消去作業に関する要件

(1) 受注者は、2の賃貸借期間が終了した場合、又は本契約を解除した場合、本所が指定する期日までに賃貸借物件の回収を行うこと。

(2) 受注者は、回収した機器について、速やかにハードディスク内のデータを復元できない方法で消去すること。

なお、当該措置については、本所職員を立ち会わせ、作業確認を行うこととし、その報告書（データ消去報告書）を提出すること。

(3) データ消去方法はあらかじめ本所と協議しておくこと。また、データの消去報告書の様式は任意とするが、データ消去が確実になされていることが分かるよう、コンピュータ名、製造番号、消去日、データ消去方法、作業社名等が記載されていなければならない。

11 その他

詳細については、本所の指示によること。

福岡県体育研究所研修用コンピュータ等賃貸借契約書（案）

福岡県体育研究所（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）とは、受注者所有のコンピュータ等の機器（以下「機器」という。）の賃貸借に関し、次のとおり契約を締結し、信義に従い、誠実にこれを履行するものとする。

（機器の品名、数量等）

第1条 賃貸借する機器については、別紙「福岡県体育研究所研修用コンピュータ等賃貸借仕様書」のとおりとする。

（契約期間）

第2条 契約期間は、契約締結の日から令和13年12月31日までとする。

2 賃貸借期間は、令和8年10月1日から令和13年9月30日までとする。

（賃貸借の目的）

第3条 発注者は、賃貸借物件（第1条により規定する機器をいう。以下同じ。）を発注者が実施する研修等の各種事業で使用するものとする。

（賃貸借料）

第4条 契約金額（賃貸借に関する料金並びに保守及び回収など、この契約による経費を含む。以下「賃貸借料」という。）は、総額 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の 円）とする。ただし、賃貸借料の月額及び年額は次のとおりとする。

令和8年度（令和8年10月1日から令和9年3月31日まで）

年額 円（うち消費税等の額 円）

月額 円（うち消費税等の額 円）

令和9年度（令和9年4月1日から令和10年3月31日まで）

年額 円（うち消費税等の額 円）

月額 円（うち消費税等の額 円）

令和10年度（令和10年4月1日から令和11年3月31日まで）

年額 円（うち消費税等の額 円）

月額 円（うち消費税等の額 円）

令和11年度（令和11年4月1日から令和12年3月31日まで）

年額 円（うち消費税等の額 円）

月額 円（うち消費税等の額 円）

令和12年度（令和12年4月1日から令和13年3月31日まで）

年額 円（うち消費税等の額 円）

月額 円（うち消費税等の額 円）

令和13年度（令和13年4月1日から令和13年9月30日まで）

年額 円（うち消費税等の額 円）

月額 円（うち消費税等の額 円）

（請求及び支払）

第5条 第4条に定める賃貸借料は月払いとし、受注者は、賃貸借物件の使用終了月分の賃貸借料をその翌月以降に発注者に請求し、発注者は、受注者から適正な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

2 賃貸借期間に1ヶ月未満の端数が生じたときは、当月の賃貸借料は次式による算出した額とする。

月額賃貸借料÷当月の暦日数×当月使用可能日数（閉所日を含む。）＝当月の賃貸借料

なお、賃貸借料に円位未満の端数が生じた場合、円位未満は切り捨てるものとする。

(消費税等)

第6条 税率の改定その他の事由により消費税等の額の算定方法に変更が生じた場合には、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

2 消費税等の額の調整は、その年度の最終支払のときに行うものとする。

(契約保証金)

第7条 福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）第170条各号により減免できる場合のほかこれを徴する。

(賃貸借物件の維持管理等)

第8条 発注者は、善良なる管理者の注意をもって、賃貸借物件を管理しなければならない。

2 受注者は、発注者の責めに帰することのできない事由（失火の場合は軽過失を含む。）により賃貸借物件が滅失又はき損した場合は、発注者に対して損害賠償の請求はしないものとする。

(再委託の禁止)

第9条 受注者は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を得た場合は、業務の一部を再委託することができる。

(損害保険)

第10条 受注者は、賃貸借物件に対して、この契約期間中継続して動産総合保険を付保するものとし、発注者は、盗難等の事故が発生したときは、速やかにその旨を報告するものとする。なお、ソフトウェアについては不付保とする。

(遅滞損害金)

第11条 受注者の責めに帰する事由により第2条第2項に定める賃貸借期間の開始日までに引渡しを完了することができないときは、遅滞日数に応じ、賃貸借料の年3パーセントの割合で計算した額に相当する額を遅滞損害金として、発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第12条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 発注者は、受注者がこの契約に係る業務の履行に必要な資金が不足することを証明したときは、特段の理由がある場合を除き、受注者の賃貸借料債権の譲渡について、前項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、賃貸借料債権の譲渡により得た資金をこの契約に係る業務の履行以外に使用してはならず、またその用途を証明する書類を発注者に提出しなければならない。

(契約不適合責任)

第13条 発注者は、受注者の業務が契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、発注者が必要と認める方法により修補又は履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

- 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 発注者は、受注者の業務が契約不適合であるときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- 5 発注者は、納品時から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。

(発注者の任意解除権)

第14条 この契約締結日の属する年度の翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約は解除することができる。

- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約が解除された場合であって、受注者に損害があるときは、発注者に対してその損害を請求することができる。
- 3 発注者は、第1項の規定により解除しようとするときは、その1ヶ月前までに書面をもって行うものとする。

(発注者の催告による解除権)

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- 一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- 二 履行期限までに業務が完了しないとき又は履行期限経過後相当の期間内に業務が完了する見込みがないと認められるとき。
- 三 正当な理由なく、第13条第1項の履行の追完がなされないとき。
- 四 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- 2 前項の規定により、発注者がこの契約を解除したときは、受注者は違約金として、発注者が契約を解除した日から10日以内に、賃貸借料の100分の10に相当する金額を発注者に支払わなければならない。この場合において、第7条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。
- 3 前項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

(発注者の催告によらない解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- 一 第三者より仮差押、差押、強制執行若しくは競売の申立又は租税公課滞納処分を受けたとき。
- 二 破産、民事再生、会社更生、会社整理若しくは特別清算の申立を受け、又は自らこれを申立てたとき。
- 三 振出した手形、小切手を不渡りとし、又は一般の支払を停止したとき。
- 四 解散、合併、減資又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。
- 五 監督官庁から営業の停止又は取消等の処分を受けたとき。
- 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- 一 前項各号に定めるもののほか、受注者の責めに帰すべき理由により、業務を継続する見込みが明らかにないとき。
 - 二 受注者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 三 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - 四 業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - 五 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - 六 第19条又は第20条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
 - 七 第12条第1項の規定に違反して賃貸借料債権を譲渡したとき。
 - 八 第12条第3項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
 - 九 受注者が発注者との信頼関係を破壊する行為を行ったと認められるとき。
- 3 前二項の規定により、発注者がこの契約を解除したときは、受注者は違約金として、発注者が契約を解除した日から10日以内に、賃貸借料の100分の10に相当する金額を発注者に支払わなければならない。この場合において、第7条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。
- 4 前項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

(暴力団排除)

- 第17条 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
- 一 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
 - 二 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
 - 三 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
 - 四 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
 - 五 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - 六 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - 七 役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - 八 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- 2 受注者は、前項各号に該当する者を再委託業者としてはならない。
- 3 受注者が第1項各号に該当する者を再委託業者としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該委託契約等（全ての委託契約又は資材、原材料の購入契約等をいう。以下同じ。）の解除（受注者が当該委託契約等の当事者でない場合は、受注者が当事者に対して解除を求めることを含む。以下「解除等」という。）を求めることができる。
- 4 再委託契約等が解除されたことにより生じる再委託契約等の当事者の損害その他前項の規定により発注者が受注者に対して解除等を求めたことによって生じる損害については、受注者が一切の責任を負うものとする。
- 5 発注者は、第3項の規定により解除等を求めた場合において、受注者が正当な理由がなく発注者からの当該解除等の求めに従わなかったときは、この契約を解除することができる。この場合において、解

除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- 6 第1項及び前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、賃貸借料の10分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 7 前項の場合において、第7条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。
- 8 第6項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第18条 前三条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前三条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

- 第19条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合であって、受注者に損害があるときは、発注者に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(受注者の催告によらない解除権)

- 第20条 受注者は、仕様変更等により賃貸借料の年額が3分の2以上減少するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合であって、受注者に損害があるときは、発注者に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第21条 第19条第1項又は前条第1項に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(賃貸借物件の回収)

- 第22条 本契約の賃貸借期間が終了し、又は賃貸借を解除された場合は、受注者は賃貸借物件を速やかに回収しなければならない。なお、これに係る費用は受注者が負担するものとする。
- 2 前項の場合、受注者は賃貸借期間終了から3ヶ月以内に、発注者の承認を得た方法で賃貸借物件である機器の内部記憶装置内のデータを復元できなくなるよう処理しなければならない。

(秘密の保持)

- 第23条 受注者（第9条により受注者の業務を再委託された者を含む。以下、この条及び次条において同じ。）は、この契約の履行に際し知り得た発注者の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。さらに、自らの利益のために利用してはならない。
- 2 発注者は、この契約の履行に際し知り得た受注者の技術的な秘密を第三者に漏らしてはならない。
 - 3 本条の定めは、この契約終了後も有効に存続する。

(個人情報の保護)

第24条 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「保有個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(費用の負担)

第25条 この契約の締結に要する費用は受注者の負担とする。

(紛争の処理)

第26条 この契約において紛争が生じたときは、発注者の所在地を管轄する簡易裁判所の調停に付するものとし、相手方はその調停に出頭するものとする。

(協議)

第27条 この契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者受注者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 福岡県体育研究所
代 表 者 所 長 ●● ●●

受注者 住 所

会 社 名

代 表 者 名

保有個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、甲が保有する個人情報（以下「保有個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項において準用される同条第1項の規定及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第12条の規定に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（管理及び実施体制）

第2 乙は、保有個人情報の適切な管理を確保する任に当たる者又は組織（以下「保護管理責任者等」という。）並びに権限を明らかにし、安全管理上の問題への対応や監督、点検の実施等の措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、この契約により、保有個人情報を取り扱う事務に従事する者の範囲、権限の内容等を明確化及び必要最小限化し、特定された従事者以外の者が当該保有個人情報にアクセスすることがないように、また、権限を有する者であっても、業務上の目的以外の目的でアクセスすることがないようにしなければならない。

（作業場所等の特定）

第3 乙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所（保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室又は区域を含む。）を明確にし、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。

（秘密の保持）

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（収集の制限）

第5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（持出しの禁止）

第6 乙は、この契約による事務を処理するために必要がある場合を除き、甲から提供された保有個人情報又は保有個人情報が記録された資料等（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。以下「記録媒体」という。）を作業場所又は保管場所の外へ持ち出してはならない。

（複写又は複製等の禁止）

第7 乙は、この契約による事務を処理するため、甲の承諾なしに保有個人情報又は記録媒体（以下「保有個人情報等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

2 前項の規定は、保有個人情報等の送信又は外部への送付、その他保有個人情報の適切な

管理に支障を及ぼすおそれのある行為について準用する。

- 3 乙は甲から前2項の承諾を受けた場合、保有個人情報等の誤送信、誤送付、誤交付、誤廃棄、又はウェブサイトへの誤掲載等を防止するため、複数の従事者による確認や専用ソフトウェアの導入等の必要な措置を講じるものとする。

(利用及び提供の制限)

- 第8 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た保有個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(廃棄等)

- 第9 乙は、甲から提供された保有個人情報等が不要となった場合には、保護管理責任者等の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報の消去又は記録媒体の廃棄等を行わなければならない。

(情報システムにおける安全管理措置)

- 第10 乙は、上記のほか、甲から提供された保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合、その秘匿性等その内容に応じて、次の措置を講じなければならない。
- 一 アクセス制御のための認証機能設定、データ持出し時を含むパスワード等の定期又は随時見直し、読取り防止措置
 - 二 作業場所等の入退管理やアクセス記録の保存、定期的分析を含むアクセス状況の監視、作業を行う端末の限定（台数管理、盗難防止措置を含む。）、バックアップ記録の作成 ほか
 - 三 不正アクセス防止プログラム等の導入（最新化）をはじめとするサイバーセキュリティ水準の確保
 - 四 その他部外者、第三者による閲覧（窃取）防止のために必要な措置

(従事者への研修)

- 第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、おそれを含む事故発生時の対応のほか、在職中及び退職後において、この契約による事務に関して知り得た保有個人情報等の内容をみだりに他人に知らせてはならないこと、その他情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策等の個人情報の保護に関し必要な事項を研修するものとする。

(再委託の禁止)

- 第12 乙は、この契約による保有個人情報を取り扱う事務を自ら行うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

- 第13 乙は、この契約による事務を処理するために甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した保有個人情報等は、事務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故報告)

- 第14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、保護管理責任者等の指揮のもと、直ちに被害の発

生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、併せて甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、おそれを含め、前項の事案が発生した場合、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。ただし、書面報告を行う暇がない場合等はこの限りではない。

3 乙は、第1項の事案が発生した場合であって、甲から保有個人情報の漏えい等に係る個人情報保護委員会への報告を求められたときは、甲の指示に従うこと。

(調査)

第15 甲は、乙に対し、保有個人情報等の安全管理状況について、随時実地の調査等を行うものとする。

(指示及び報告)

第16 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めるものとする。

(取扱記録の作成)

第17 乙は、甲から提供された保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等の取扱状況を記録し、甲に報告するものとする。

(運搬)

第18 乙は、この契約による事務を処理するため、又は当該事務完了後において個人情報記録された資料等を運搬するときは、保有個人情報等の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第19 甲は、乙が保有個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

誓 約 書

年 月 日

福岡県体育研究所長 殿

住 所
氏名又は名称
及び代表者名

(記名押印又は署名)

私は、福岡県が福岡県暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、裏面の記載事項について説明を受け、これを了解し、下記事項について、誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 福岡県体育研究所研修用コンピュータ等賃貸借契約書第17条(以下「暴力団排除条項」という。)第1項各号のいずれにも該当しません。
- 2 暴力団排除条項第1項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けている者及び暴力団排除条項第1項各号に該当する者を再委託業者等としません。
- 4 暴力団排除条項第1項各号に該当する者を再委託業者等としていて、福岡県から当該再委託契約等の解除(当該再委託契約等の当事者でない場合は、当事者に対して解除を求められることを含む。以下「解除等」という。)を求められた場合は、解除等の求めに従います。

※ 上記1の暴力団排除条項第1項各号の解釈については、裏面にてご確認下さい。

暴力団排除条項第1項各号の解釈について

(1) 暴力団排除条項第1項第3号及び第4号関係

構成員等である事実を知らずに、構成員等を雇用している場合又は暴力的組織若しくは構成員等である等の事実を知らずに、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知らずに行っているものとみなす。

(2) 暴力団排除条項第1項第8号関係

「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなど
の交遊をしていることである。

「社会的に非難される関係」とは、例えば構成員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待
するような関係又は構成員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。

＜福岡県体育研究所研修用コンピュータ等賃貸借契約書抜粋（暴力団排除条項）＞

第17条 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- 一 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
 - 二 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
 - 三 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
 - 四 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
 - 五 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - 六 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - 七 役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - 八 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- 2 受注者は、前項各号に該当する者を再委託業者としてはならない。
 - 3 受注者が第1項各号に該当する者を再委託業者としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該委託契約等（全ての委託契約又は資材、原材料の購入契約等をいう。以下同じ。）の解除（受注者が当該委託契約等の当事者でない場合は、受注者が当事者に対して解除を求めることを含む。以下「解除等」という。）を求めることができる。
 - 4 再委託契約等が解除されたことにより生じる再委託契約等の当事者の損害その他前項の規定により発注者が受注者に対して解除等を求めたことによって生じる損害については、受注者が一切の責任を負うものとする。
 - 5 発注者は、第3項の規定により解除等を求めた場合において、受注者が正当な理由がなく発注者からの当該解除等の求めに従わなかったときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
 - 6 第1項及び前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、賃貸借料の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 7 前項の場合において、第7条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。
 - 8 第6項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

(業者間契約)

誓 約 書

年 月 日

(委託業者名)

殿

住 所

氏名又は名称

及び代表者名 (再委託業者名・記名押印又は署名)

貴社の受注業務の再委託にあたっては、福岡県が福岡県暴力団排除条例に基づき、県の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、下記事項について誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、県が行う一切の措置について県及び貴社に対し損害の賠償も含め異議の申し立てを行いません。

記

1 次の各号のいずれにも該当しません。

- 一 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）である。
- 二 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっている。
- 三 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用している。
- 四 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと委託契約（全ての委託契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結した。
- 五 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用した。
- 六 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与した。
- 七 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与した。
- 八 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有している。

2 福岡県が委託業者に対して第1項各号に該当する者を再委託業者としているとして当該再委託契約の解除を求めた場合におきましては、貴社からの契約の解除の求めに従います。

※第1項各号の解釈について

(1) 第三号及び第四号関係

構成員等である事実を知らずに、構成員等を雇用している場合又は暴力的組織若しくは構成員等である事実を知らずに、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であっても当該事実の判明後速やかに解雇に係る手続や契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知りながら行っているものとみなす。

(2) 第八号関係

「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。

「社会的に非難される関係」とは、例えば構成員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は構成員等が主催するパーティその他会合に出席するような関係である。

入札参加申請書

福岡県体育研究所長 殿

事業者住所

事業社名

※ 1

下記入札案件に参加したく申請いたします。

記

入札案件名	福岡県体育研究所研修用コンピュータ等賃貸借
申請者の登録業種	
資格者番号 ※ 2	
申請者の入札参加資格における格付け ※ 3	A A ・ A ・ B
(入札参加申請締切日において) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申立ての有無	有 ・ 無
(入札参加申請締切日において) 国、都道府県及び市町村により指名停止期間中であるか	期間中である ・ 期間中でない
入札保証金の納付又は減免方法	現金・小切手・入札保証保険証券 物品購入証明書・履行確認書 その他（ ）

※ 1 競争入札参加資格申請時に、県外に本店があり、代表者が代理人（支店長・営業所長等）に委任している場合は、代理人名・住所となります。

※ 2 既に競争入札参加資格を得ている場合は資格者番号を記入し、申請中の場合、申請中と記載してください。

※ 3 入札参加資格決定通知書に記載されています。

担当者

氏名	
電話番号	
F A X 番号 (入札参加確認通知書送付先)	
提出書式データ 希望の有無	(有 ・ 無) いずれかに○、有の場合は下記メールアドレスに送信します。
メールアドレス	

仕 様 申 立 書

令和 年 月 日

福岡県体育研究所長 殿

申請者所在地
名称

福岡県体育研究所研修用コンピュータ等賃貸借における仕様書の要件を、以下のとおり満たしていることを証明します。

頁	項 目				仕 様 記 述	根拠資料番号	備考

※1：仕様書にあわせて記入すること。

※2：どのような機器や構成で仕様を実現するかを具体的に記述すること。また、文中のすべての仕様において実現方法を記載すること。

※3：仕様実現方法の記載内容を証明する根拠となる資料を添付し、該当箇所の下線等を記入しラベルを貼付する等、確認しやすくしておくこと。

仕 様 申 立 書

記入例

令和 8 年●月●日

福岡県体育研究所長 殿

申請者所在地
名称

福岡県体育研究所研修用コンピュータ等賃貸借における仕様書の要件を、以下のとおり満たしていることを証明します。

頁	項 目				仕 様 記 述	根拠資料番号	備考
1	4	(2)	ストレージ		3 2 G B	カタログ 5	
1	4	(2)	画面		1 1 . 6 インチ (対角) マルチタッチディスプレイ	カタログ 5 - 1	

- ※1：仕様書にあわせて記入すること。
- ※2：どのような機器や構成で仕様を実現するかを具体的に記述すること。また、文中のすべての仕様において実現方法を記載すること。
- ※3：仕様実現方法の記載内容を証明する根拠となる資料を添付し、該当箇所の下線等を記入しラベルを貼付する等、確認しやすくしておくこと。

入 札 書 (見積書) (請書)

¥ _____

課 (財務担当所) 名 福岡県体育研究所

使 用 期 間	令和 8 年 1 0 月 1 日 ～令和 1 3 年 9 月 3 0 日	使用課 (財務担 当所) 名	仕様書のとおり		
賃 借 件 名	土地・家屋・会場・自動車・船舶・その他 ()				
所在地 (目的地)					
名 称	福岡県体育研究所研修用コンピュータ等賃貸借				
構造 (車種・定員)					
内 訳	区 分	数 量 (月数)	時 間	月単価	金 額 (=月単価×数量)
	福岡県体育研究所研修用 コンピュータ等賃貸借	6 0 ヶ月			
備考					

上記のとおり入札 (見積) いたします。
福岡県体育研究所長 殿

令和 年 月 日

住 所
氏 名

- 1 契約内容 上記のとおり
- 2 契約金額 ¥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥)
- 3 私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の 100 分の 10 の金額を納入します。
- 4 私の責任において履行の遅延をしたときは、遅滞損害金として遅延日数に応じ 1 年につき、未納部分の代金の 3 パーセントの金額を納入します。
- 5 私が次の各号のいずれかに該当する旨、警察本部から福岡県に対し通知があったときは、この契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めず、かつ、違約金として県に契約金額の 100 分の 10 の金額を納入します。

(1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織 (以下「暴力的組織」という。) であるとき。

(2) 役員等 (個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。) が、暴力的組織の構成員 (構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。) となっ

ているとき。

- (3) 構成員等であることを知りながら、これを雇用し、又は使用しているとき。
 - (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき（事実を知らずに契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、契約の解除など適切な是正措置を行わないときを含む。）。
 - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき（暴力的組織又は構成員等と飲食、遊技等を共にすること、暴力的組織又は構成員等が主催するパーティーその他の会合に出席すること等）。
- 6 前項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

福岡県体育研究所長 殿

令和 年 月 日
契約者住所
氏 名 印

- 備考
- 1 入札（見積）金額（土地のみの1月以上の賃借に係るものを除く。）は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入すること。
 - 2 契約金額は、入札書（見積書）金額に当該金額の10%に相当する金額を加算した金額（1円未満切捨て）を記入すること。
 - 3 取引に係る消費税及び地方消費税の額は、課税事業者のみ記入することとし、金額は、契約金額に110分の10を乗じて得た額（1円未満切捨て）を内数で記入すること。

一入札書の記載例一

(表)
入 札 書 (見積書) (請書)

¥ 〇, 〇〇〇, 〇〇〇

課 (財務担当所) 名 福岡県体育研究所

使 用 期 間		令和 8 年 1 0 月 1 日 ～令和 1 3 年 9 月 3 0 日		使用課 (財務担 当所) 名	仕様書のとおり
賃 借 件 名		土地・家屋・会場・自動車・船舶・ その他 ()			
所在地 (目的地)					
名 称		福岡県体育研究所研修用コンピュータ等賃貸借			
構造 (車種・定員)					
内 訳	区 分	数 量 (月数)	時 間	月単価	金 額 (=月単価×数量)
	福岡県体育研究所研修用 コンピュータ等賃貸借	6 0 ヶ月		〇〇〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇, 〇〇〇
備考					

上記のとおり入札 (見積) いたします。
福岡県体育研究所長 殿

入札日を記入



令和 8 年 〇〇 月 〇〇 日

住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
氏 名 〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇
代理人 □□ □□

- 1 契約内容 上記のとおり
- 2 契約金額 ¥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥)
- 3 私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の 100 分の 10 の金額を納入します。
- 4 私の責任において履行の遅延をしたときは、遅滞損害金として遅延日数に応じ 1 年につき、未納部分の代金の 3 パーセントの金額を納入します。
- 5 私が次の各号のいずれかに該当する旨、警察本部から福岡県に対し通知があったときは、この契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めず、かつ、違約金として県に契約金額の 100 分の 10 の金額を納入します。
 - (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織 (以下「暴力的組織」という。) であるとき。
 - (2) 役員等 (個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。) が、暴力的組織の構成員 (構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。) となっ

(裏)

ているとき。

- (3) 構成員等であることを知りながら、これを雇用し、又は使用しているとき。
 - (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき（事実を知らずに契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、契約の解除など適切な是正措置を行わないときを含む。）。
 - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき（暴力的組織又は構成員等と飲食、遊技等を共にすること、暴力的組織又は構成員等が主催するパーティーその他の会合に出席すること等）。
- 6 前項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

福岡県体育研究所長 殿

令和 年 月 日
契約者住所
氏 名 印

- 備考
- 1 入札（見積）金額（土地のみの1月以上の賃借に係るものを除く。）は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入すること。
 - 2 契約金額は、入札書（見積書）金額に当該金額の10%に相当する金額を加算した金額（1円未満切捨て）を記入すること。
 - 3 取引に係る消費税及び地方消費税の額は、課税事業者のみ記入することとし、金額は、契約金額に110分の10を乗じて得た額（1円未満切捨て）を内数で記入すること。

※全ての事項を満たせば別の様式でも可とする。

履 行 確 認 書

令和 年 月 日

業者名	契約年月日			契約金額	契約名称	契約期間			履行年月日		
	年	月	日			年	月	日	年	月	日
						～			～		
	年	月	日			年	月	日	年	月	日
						～			～		

上記について、誠実に履行したことを確認します。

確認者

印

質 問 書

質問日：令和 年 月 日

会社名：

担当者：

連絡先：

福岡県体育研究所研修用コンピュータ等賃貸借の入札に関して、以下のとおり質問を提出します。

No	仕様書該当ページ (○ページ)	仕様書該当箇所 (○ (○) (○) ○))	質問内容 (質問ごとに行を分けること。)
1			
2			

質問書送付先：福岡県体育研究所 宛

F A X：0 9 2－6 1 1－1 7 4 7 e-mail：taiikukenyusho@pref.fukuoka.lg.jp

送付後は必ず、確認のお電話をお願いします。

福岡県体育研究所

T E L：0 9 2－6 1 1－0 2 2 0

委 任 状

令和 年 月 日

福岡県体育研究所長 殿

(委任者)

住 所

会社名

氏 名

下記の者を代理人（入札担当者）と定め、次の事項を委任します。

記

代理人（入札担当者）氏 名

(委任事項)

福岡県体育研究所研修用コンピュータ等賃貸借に係る以下の事務

- 1 入札に関する事務
- 2 契約締結に関する業務
- 3 保証金又は保証物の納付並びに還付請求及び領収に関する事務

委任状作成例(名簿登載者から入札担当者への委任状)

委 任 状

令和 年 月 日

福岡県体育研究所長 殿

(委任者)
住 所
会社名
氏 名

下記の者を代理人（入札担当者）と定め、次の事項を委任します。

記

代理人（入札担当者）氏 名

(委任事項)

福岡県体育研究所研修用コンピュータ等賃貸借に係る以下の事務

- 1 入札に関する事務
- 2 契約締結に関する業務
- 3 保証金又は保証物の納付並びに還付請求及び領収に関する事務

- 1 資格者名簿に登載されている代表者（本社で登載されている場合は代表取締役、支店等で登載されている場合は支店長等）が、入札を代理人（入札担当者）に行わせるときに提出する書類です。入札前までに提出してください。
 - 2 委任者の欄には資格者名簿に登載されている代表者名を記載してください。

入 札 辞 退 届

件名

福岡県体育研究所研修用コンピュータ等賃貸借

上記入札について、都合により辞退します。

令和 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

福岡県体育研究所長 殿